

労働者派遣法第 30 条の4第1項の規定に基づく労使協定

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条

- 1、本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務の「76 清掃の職種」及び、「78 その他運搬等の職種」に従事する場合を除き、すべての派遣労働者に適用する。
- 2、対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3、株式会社キャリアは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条

対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、能力手当、通勤手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条

- 1、対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する地域指数を乗じたものとする。
 - (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和4年8月26日付職発 0826 第1号「令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」における中分類の各職種を適用する。
 - (2) 通勤手当については、原則として第6条のとおりとする。
 - (3) 地域調整については、通達に定める「地域指数」の都道府県を適用し、派遣先事業所の所在地にて調整する。
 - (4) 有効期間内に「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」に変更があった際には、一般の賃金の修正をする。

第4条

- 1、対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2③又は④のとおりとする。
 - (1)別表2の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
 - (2)別表2の各等級の職務と、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
Aランク:10年
Bランク:3年
Cランク:0年
 - (3)別表2において、通勤手当で実費支給を選択した場合は別表2の③、
通達第3の4に定める合算により比較する方式を選択した場合は別表2の④の額とすること。
- 2、株式会社キャリアは、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積及び能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3パーセントの範囲で能力手当を支払うこととする。
また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

様式第 26 号

第5条

対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

第6条

対象従業員の通勤手当は、対象労働者の希望に従い、通達第3の4に定める合算により比較する方式としその額を時給換算した額「71 円」以上とするか、実費支給にて同等以上を支払うこととする。

第7条

対象従業員の退職手当は、これを支給せず、通達に定める「一般退職金」の割合を乗じるものとし、一般賃金構成する一部として通達第3の4に定める合算により比較する方式とし、その額を別表 2 の一般基本給の額 6%の額として、一般賃金を構成する一部として基本給に含めて支給する。

第8条

対象従業員の賞与は、これを支給せず、通達の定めに従った賃金を支給する。

第9条

株式会社キャリアは、一般労働者の評価について、別表 2 に定める職務内容及び、実態の就労年数を経験年数とし評価する。

(賃金以外の待遇)

第 10 条

教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第 89 条の規定を準用する。

(教育訓練)

第 11 条

労働者派遣法第 30 条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める社内教育訓練実施計画に従って、着実に実施する。

(その他)

第 12 条

本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 13 条

本協定の有効期間は、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

2023 年 3 月 31 日

株式会社キャリア 代表取締役 川嶋 一郎